

「あま市子どもがつくる弁当の日条例(案)」 についてのご意見を募集します

WEB 1010493

本市では、子どもたちが弁当づくりを通じて正しい食の知識を身につけ、食事を適切に選ぶ力を育み、生涯にわたり健全な食生活を実現し、心身の健康を増進するための条例制定に向けて、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いいたします。

意見の募集期間 9月16日(火)～10月15日(水)

閲覧方法(閲覧場所) 市公式ウェブサイト、市役所市民活動スペース及び学校給食センター(土・日曜・祝日を除く)

意見を提出できる方 市内に住所を有する方、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体、あま市子どもがつくる弁当の日条例(案)に利害関係を有する方

意見の提出方法 件名(「あま市子どもがつくる弁当の日条例(案)」についての意見)、ご意見(※)、原則として住所及び氏名を明記し、郵送、FAX、メールで提出いただくか、学校教育課または学校給食センターにご提出ください。

※様式は、閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。

意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します。(ご意見などの内容以外は公表しません)なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。

問 学校教育課(学校給食センター) ☎441・7666

「あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が 思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を 目指す条例(案)」についてのご意見を募集します

WEB 1010406

本市では、言葉の大切さについて理解をし、お互いを尊重し合い、明るく住みよい社会の実現を目指す条例の制定に向けて、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いいたします。

意見の募集期間 9月16日(火)～10月15日(水)

閲覧方法(閲覧場所) 市公式ウェブサイト、市役所市民活動スペース(土・日曜・祝日を除く)、人権ふれあいセンター(日曜・祝日を除く)

意見を提出できる方 市内に住所を有する方、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体、あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指す条例(案)に利害関係を有する方

意見の提出方法 件名(「言葉の大切さに関する条例(案)」についての意見)、ご意見(※)、原則として住所及び氏名を明記し、郵送、FAX、メールで提出いただくか、人権推進課または人権ふれあいセンターにご提出ください。

※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。

意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します。(ご意見などの内容以外は公表しません)なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。

問 人権推進課 ☎444・0398